

# SFC OPEN RESEARCH FORUM 2006

## 進む宇宙利用と宇宙活動法

文責：小太刀由季子、瀬川敬太、河村亜希子、  
渡邊亜希子、福永雅俊、佐藤奈月、村上  
博紀、小野真寛、玉井直子、玉田奈月、  
平井聡一郎、山崎隆嗣

### パネルディスカッション 進む宇宙利用と宇宙活動法 議事録

日時：11月23日(木・祝) 15:00-16:30

場所：三菱ビル 10F ルーム・グランド

基調講演：河村建一氏(衆議院議員河村建夫公設第一秘書、慶應 SFC 研究所上席所員)

パネリスト：池本多賀史氏(News Lab Inc.取締役会長、初代三菱電機(株)宇宙開発事業部長)

神山洋一氏(三菱商事(株)宇宙システムユニットマネージャー)

佐藤雅彦氏(独立行政法人宇宙航空研究開発機構 総務部法務課長)

司会：青木節子氏(慶応義塾大学総合政策学部教授)

配布資料：宇宙基本法概要

ご来場者アンケート

宇宙基本法(仮称)骨子

2006年6月20日(社)日本経済団体連合会わが国の宇宙開発利用推進に向けた提言(抜粋)

宇宙基本法(仮称)の制定に向けて(河村建一氏作成)

議事概要：

#### 1 基調講演(河村氏)

立法の現場と世間が宇宙基本法にもつイメージのギャップがある。宇宙基本法案は、「軍事利用解禁」などの最もセンセーショナルな新聞報道等でイメージが先行しているようだが、本来国家戦略としての宇宙開発利用制度を再構築することが目的であるので、報道は断片的であり決して新聞の報道が事実すべてではない。現在、日本の宇宙政策の枠組みでは文部科学省が宇宙政策の中心となっている。役所は設置法にある所掌事務に従って仕事をしており、同省の研究開発局が国全体の宇宙開発をほぼ所掌し、科学技術の水準の向上を目的とする研究開発主導型の行政が行われているのが現状だ。経済産業省・総務省等の所掌事務にも宇宙開発は含まれているが、極めて限定されている。そのため、文科省以外の府庁はだんだん宇宙を利用するというマインドは希薄になってきた。

現在、我が国の宇宙開発政策を実質行なっているのは、残念ながら立法府ではない。政治家の仕事

は宇宙開発政策に関与することではなくもっぱら予算をとることであり、役所の人間も予算が取れる政治家を頼って来られる。これは永田町、霞ヶ関の常識ともいえる。なぜ我が国の宇宙開発に対して政治化が関心を示してこなかったかということ、一言で言えば「カネにも票にもならない」からである。これが我が国の宇宙開発を衰退させ、政治の不作為の罪は非常に大きい。

各国予算を比較すると、JAXAの予算はNASAの10分の1、ESAの2分の1である。アメリカは宇宙を扱うのはNASA以外(国防総省など)にもあるため、実際はその倍の開きがある。格差はますます拡大する傾向にあり、年々JAXAの予算は減っている。一説によると、財務当局の目標は、我が国の宇宙開発関連予算は1000億円まで圧縮することだといわれている。明確な我が国政府による宇宙政策が立案できていない現状では、財務当局からそのように言われても当然だろう。そのような中、JAXAの来年度の概算要求は約2300億円であるが、来年度予算は約1840億円程度になると言われ厳しいのが現実だ。中国・インドは宇宙関連予算が急上昇している。中国の場合、打ち上げが立て続けに成功し、神舟による有人飛行など、勢いが目覚ましい。実体上中国・インド・韓国は軍が表裏に大きな役割を果たしており、国を挙げて強力に推進されている。現在日本は予算に連動して、宇宙技術の自立性が低下している。日本の宇宙開発が目的を見失ってきている。ミッション(具体的目的)が無いまま宇宙開発の意義がなくなってきたのではないかと。詳しくは、立法の視点から後述する。

わが国の宇宙開発を社会システムの視点から考察するといろいろ問題がある。安全保障面での利用や日米間の実用衛星調達合意事項への配慮などさまざまな宇宙開発への制約がある。行政の中での所掌事務の壁や宇宙科学・研究開発へ偏らざるを得ない制約に、産業・商用利用が進まず、人材・ノウハウの硬直化が起きている。一方で、宇宙科学の発展はイトカワを代表して、世界規模でも最先端をいっている。将来像として、人材・ノウハウ・資金の円滑なサイクルを確立するなど、どのように社会を活性化させる社会システムを円滑化するべきだろうか。アメリカでは軍事利用に限らず、産業・商業利用、研究・開発も盛んに行っている。日本で起こっている人材の流動化は宇宙開発にも当てはまるのではないかと。平和国家日本としてどのような社会システム・サイクルを作っていくのか、これらを念頭にいれ立法を行おうとしている。

宇宙基本法制定の背景を簡単に説明する。河村建夫議員が文部科学大臣に就任し、最初の事務次官からのレクチャーは情報収集衛星打ち上げについてだった。これが文部科学省の仕事なのか不思議に思ったが、その時はそのまま過ぎてしまった。着任直後の11月に情報収集衛星が打ち上げられたが、軌道を外れてしまったため想定外の失敗をいきなり経験した。この失敗に対して、当時の福田官房長官、河村文部科学大臣間でどのように責任をとるかが話しあわれた。情報収集衛星打ち上げは、国の安全保障を担うプロジェクトとして内閣官房が企画したものであり、衛星をロケットから切り離すまでは文部科学大臣であるが、文部科学大臣は安全保障会議のメンバーではない。情報収集衛星の運用は官房長官なのか、誰が打ち上げを決定したのか、安全保障上極めて重要な情報収集衛星を同時に2基積むことを決定したのは誰なのか等、様々な議論が進むにつれ、日本の宇宙開発には司令塔がない、ということにお二人は気づかれた。しかし、実際には法律制定や組織体制整備までは話が進まないまま、大臣退任となってしまった。

その後、この問題に対応すべく河村建夫議員と今津寛防衛副長官(当時)が中心となって勉強会が開かれた。文部科学省、経済産業省、防衛庁などの副大臣クラスをメンバーとし1年近く勉強や議論を行った結果を、自民党の宇宙開発特別委員会で成果報告をした。報告書の概要は、わが国の宇宙開発には様々な縛りがあり、宇宙の平和利用決議(非軍事の平和利用に限る)や、スーパー301条の適

用を避けるため米国の要請に基づいて合意した実用衛星調達に関するアグリーメント（不平等条約のような側面があり、実態上日本は研究開発型衛星プロジェクトしか対応できなくなった。）などとの関係で、はっきりしたミッションをもたないR&D主導の宇宙行政が定着してしまったこと。そこで、まず、宇宙行政に責任をもつ大臣を作り、様々な省庁にちらばっている宇宙開発行政を一本化し、国としての方針を一元化するための国家レベルの組織を持つことが重要であるということなどである。

この私的勉強会が火付け役となり、本年10月自民党に宇宙開発促進特命委員会が新設され、国家戦略の立案という観点で議論が行われた。結論として、国としての司令塔組織の設置や、宇宙条約を受けた形での宇宙平和利用の在り方の見直しを踏まえた基本法策定の必要性が確認され、現在は自民・公明両党でのプロジェクトチームが発足し法制化の検討を始めている。

2006年6月に、経団連から宇宙開発への提言が行われ、宇宙平和利用の見直しの他企業の国際競争力改善等についても、しっかり取り組んでほしいという内容であった。ポイントとしては、広義の安全保障に宇宙をどう使うかというミッションを確立し、年々減少傾向にある予算や宇宙技術者の状況を改善するとともに、官民連携プロジェクト等（H2ロケットの民営化、準天頂衛星の管理・運用、GXロケットの開発推進）の推進、国家基幹技術の具現化・・・といったところであった。

宇宙基本法案は省庁の利害に振り廻されては拙いことから、議員立法（議員立法での成立は全体の約2割）でやろうということになり、まさしく政治の要求として発議された法案である。基本理念は、科学技術創造立国を先導する最先端技術の推進に加え、技術安全保障の観点からも危険な状況にある宇宙開発産業を守り、国民の安全と安心に資する開発を推進し、我が国の宇宙開発利用の範囲を拡大していこうということである。また、中国に代表される外交ツールとしての宇宙利用という認識を持つことも大事なことだと考え追加した。

基本的施策では、次のような問題意識をもって政府の役割を明記することとした。まず準天頂衛星の主官庁が定まらず、結果として民間のビジネスチャンスが奪われたことに代表される宇宙を利用した社会インフラ整備に対する認識の是正である。次は、日本は国連の常任理事国入りを希望し、東アジア共同体を標榜する我が国は、世界各国の安全を守る責務があることから、自立的な打ち上げ能力確保への取組強化が必要であろう。世界でも限られた国しか宇宙への輸送手段を保有しておらず、安全保障・技術の両面で重要である。また、宇宙産業力強化について準天頂プロジェクトに限らず官民連携による開発事業では官民役割分担の在り方や、税制上・金融上の整備等が必要である。また、一定の技術の信用性維持、宇宙科学ミッションの推進、国際社会の中でも確固たる地位を占めるための宇宙開発力の強化、技術者減少傾向の歯止め、技術情報管理の徹底が必要である。

特に、H2ロケットの失敗により機密情報がJAXAによりインターネット上で公開されたことの是非が議論となっている。ロケット＝ミサイルという概念は日本ではゼロで国家機密であるという考え方そのものが皆無である、ロケット技術に関する機密が無邪気に流れてしまう現状を是正する必要がある。やはり、安全保障上の要請からも技術情報管理が必要である。また、外交戦略を含め国家としての宇宙開発の推進を確立するためにも、官僚に依存せず副大臣・政務官が主導的に基本施策の原案を作成する仕組をつくり、政治の不作為状況の改善をする組織の構想となっている。である。その他にも、宇宙関連条約にあたる国内法の整備を基本制定後に着手することを明記する。例えば、宇宙活動法案（仮称）で損害賠償、免許制度などを定める。また、JAXA他、国全体の宇宙開発体制の見直しも必要である。

具体的な宇宙行政の仕組としては、特命大臣が司令塔組織の実質的リーダーとなり、総合科学技術会

議との連携等を密にし、宇宙開発行政と宇宙利用行政を統括するとともに、総合的な安全保障分野(外交を含む)にも宇宙開発を展開する。この場合基本法により設置される宇宙行政の司令塔的組織が、利用官庁に対してミッションを下ろして行く仕組みも提案中である。

今後の課題としては、宇宙活動法案(仮称)やリモートセンシング関連法の制定、機密情報や特定の画像情報などを政府がどのように管理すべきかを指定する必要性があることなど多岐にわたる。現在は誰が日本の宇宙開発に係る総合的計画を策定しているのか不明瞭であり長期的方向性を持って企画することが必要である。また、米国のように、国がアンカーテナンシー政策を導入することも重要であろう。

最後に、本日私の発言は SFC 研究所上席所員としてであり、公的な立場でのものではないことをお断りしておきたい。しかし、大枠としては正しい方向性であるはず。今後、マスコミなどの情報を参照する際に、軍事利用解禁などのセンセーショナルなものに惑わされないようにしていただきたい。日本が名誉ある平和国家としてどのような宇宙開発を行っていくのかという方向性を示すべく、与党内で合意をへて、できる限り早い機会に国会への法案提出が期待される。

## 2 パネルディスカッション

### 池本氏

民間サイドから半世紀宇宙開発に携わってきた。今日のテーマの中で、経験談を踏まえた補足、アドバイスをしたい。

米国などの宇宙先進国では、何らかの形で宇宙開発や宇宙利用に関する規制や法律を持っているが、日本にはそのような法律がない。昭和62年、公明党(当時は野党)から宇宙開発基本法が議会上程されたことがあるが、自民党に反対され通らなかった。私は求められてその時の法案策定に参加していた。確か法案提出者の代表は貝沼治郎議員であったと記憶している。今は、自民党宇宙開発特命委員会コメンテーターとして、また河村建夫議員の下で議員立法の作業メンバーとして参加しているので、2度目のご奉公となる。

むかし、アメリカで NASA に特殊な機能をもったレーダアンテナを売りに行ったことがある。業者選定プロセスの過程で最後の数社まで残り、技術的な優位、金銭的な優位も保っていたが、結局落札には至らなかった。日本には実用衛星の公開買い付けを命じておきながら、米国には海外企業の入札額に6%のハンディキャップをつける連邦法があり、仮に価格のハードルを越えても最終的にはセキュリティに関わる条文を盾に断ることができることになっていた。この時、NASA の担当官が言った「日本も必要なら、ちゃんとした法律を作り海外からの調達に歯止めをかければ良いではないか。」という言葉は今も脳裏に焼きついている。

基本法は、様々な法律の中でもかなり高いレベルの法律であるため、制定までには困難な道のりがある。政府立法の場合は閣議了承が必要な為、大変な時間がかかる上、各省庁との調整の過程で内容が曖昧化する。宇宙基本法は議員立法の道を選んだので、直接国会に諮ることができるという議員立法の利点が活きる。一般的に議員立法の場合、実体的にはどこかの官庁に条文化作業を頼るケースが多いが、今回は議員の方々が中心となり、有識者等の意見を聞いて自ら作ることを決意されたもので、役所は基本的な条文作成には関与していない。法律はその時代の声を反映するものであり、そうした視点から本基本法では、対処法的色合いを濃くすべきか、いわゆる骨太の基本法として人類への貢献

を主軸に考えるべきか議論が為された。その結果、今の時代の声は、安全・安心な世界の実現に役立つ宇宙技術の活用、人材が流出傾向にある宇宙産業の国際産業競争力再生、そして宇宙科学の振興の3点であるとの認識の下で、これら現在の問題点への対処に力点を置いた法律を目指すこととなった訳である。

1970年代の日本の情報通信関連技術開発はIBMへ追いつくことを目指していた。結果として80年代にはメインフレームや専用端末・半導体開発などで世界一を勝ち取った。しかし、1990年代に入り、ITの世界はそれまでのメインフレームの時代からオープン化、分散化の時代へ転換し、90年代の後半にはインターネットの発展に伴い、サーバ、ルータ、OS、ソフトなど全て米国に独占され、またデファクトスタンダードの面でも米欧に大差をつけられた。例えば、インターネット技術標準化組織(IETF)の議長ポストは米国35席、欧州4席に対し、日本は1つの席も取れなかった。また、OS関連の特許件数では米国が5,000件に対し、日本は1,000件、インターネット関連では米国3,000件、日本270件といった厳しい状況となっており、一言で申すなら日本はパラダイムシフトに遅れをとったわけである。宇宙開発の世界でも「時代の声」に耳を傾けることを怠り、IT同様の事態に陥らないためにも、基本法は最低限必要な法律と言える。国防や、外交だけでなく、食料政策、エネルギー政策などを含む広い意味での安全保障の分野で宇宙を利用できるようにするため、また、今後宇宙開発・利用が発展するに従って必要となる宇宙活動法制定のための基盤として、まず宇宙基本法の早期実現が必要となる訳である。

## 神山氏

私は、大学卒業後、民間企業において20年間以上宇宙ビジネスに携わっており、米国駐在経験もあるためアメリカにおける国家宇宙政策に以前から着目してきたこともあり、自民党の宇宙開発特別委員会で米国の国家宇宙政策の仕組みなどについて講演をさせていただいたことがある。そんなご縁から宇宙基本法案を推進されている河村氏に米国の国家宇宙政策についてご紹介させて頂いている。

私が民間で宇宙開発に携わってきた中で、官が進める宇宙開発と民間の宇宙開発には大きな溝があると感じてきた。その理由は、筋の通った日本の国家宇宙政策が欠落しているのがその原因であると思う。その意味において、河村建夫衆議院議員が中心となり推進されている宇宙基本法案は、従来の科学技術政策のみならず安全保障政策、経済政策をカバーする総合的「国家宇宙政策」であり、その制定に賛成である。私がなぜ国家宇宙政策が必要かと思う理由は3つある。

1つ目は、日本の宇宙政策は「宇宙研究開発政策」であって「宇宙利用政策」の視点が欠如している点だ。私は民間から見た宇宙ビジネスとは、「宇宙資源開発ビジネス」なのではないかと考えている。例えば、天然資源開発ビジネスを考えると、石炭をオーストラリアで掘って日本に持ってくる際は、炭鉱の発見から町・道路・インフラの整備、露天掘り専用の掘削機などの開発、運搬用の船の製作をして、最終的に顧客へ石炭を届けるバリューチェーンを完成させて始めて天然資源がビジネスとなる。宇宙資源開発ビジネスも同様で、例えば宇宙空間における軌道位置や周波数、微小重力宇宙環境、将来の太陽系惑星などは「宇宙資源」であると考え、人工衛星・ロケットなどは天然資源開発ビジネスにおける掘削機や運搬用船舶と同じく宇宙資源開発のための手段である。日本はまだロケット・衛星などの手段の開発段階にとどまっており、本格的な宇宙資源開発ビジネスに至っていないというのが現状だ。ロケットや人工衛星を開発することだけが目標になって、開発成果を何に利用するかとの総合的な政策が欠けている。従い総合的な国家宇宙政策を立案し「宇宙開発政策」のみなら

ず「宇宙利用政策」を含めた国家宇宙政策を国として作り上げることが必要である。

2つ目は、宇宙開発・実証は国の役割であるべきとの視点。三菱商事は1985年の通信自由化に際して、宇宙通信という会社を設立した。もともとは日本製の衛星を日本製のロケットで打ち上げ通信事業を行うという高い志はあったが、実際には外国製の衛星、ロケットを使用してきた。その理由は、当時残念ながら日本のロケット・衛星メーカーの技術水準は実用の用に供しうる水準に達していなかった為で、信頼性の高く価格も安い外国製衛星とロケットを使わざるを得なかった。将来的に日本の宇宙産業界が日本を含めた世界のマーケットに衛星、ロケットを販売して行くためには、宇宙開発の部分に関して国が主体となることが不可欠である。宇宙通信㈱の事業では過去、アメリカ製の衛星を打ち上げ、2基を失う失敗を経験した。事業の継続ができたのは、事業リスクを考えた保険に入っていたためである。宇宙ビジネスを考えた場合、事業リスクは保険を付保することによりコントロールできる。しかし、技術開発リスクは民間企業がコントロールすることはできない。技術開発リスクは国が責任をもって開発と実証を担当し、技術開発リスクが逡減した国産の衛星やロケットを民間が安心して事業に使えるような政策が期待される。昨今国は、「民で出来ることは民で」との掛け声のもと「官でやらなければならないもの（宇宙開発）を官で」行わず、開発リスクを民間に負担させようとのプロジェクトが散見される、事業リスクと開発リスクが混同される傾向にあり、危惧を抱いている。「宇宙技術研究開発は国の役割である」ときちんと定義づけた総合国家宇宙政策が必要だ。

最後の3つ目は、宇宙の国家安全保障政策への利用の必要性だ。クリントン時代のナショナルスペースポリシーでは、宇宙科学技術という側面だけではなく、安全保障、外交といった視点からの宇宙の利用を国家政策の方針として明言していた。今年の夏に10年振りに現ブッシュ政権における国家宇宙政策が発表されたが、宇宙は科学技術、安全保障政策、経済政策を遂行するうえで国家的に必要な分野であることの政策的位置づけは、全く変わっていない。これと比較して、日本の宇宙政策はまだ科学技術政策の域を出ていない。昨今の東アジアの安全保障環境の変化を念頭に置き、宇宙を安全保障に利用することを慎重に議論した上で、宇宙は、科学技術政策だけではなく安全保障政策や経済政策の遂行に必要なものであるとの位置づけを国家宇宙政策として明確にするために宇宙基本法案は必要であると考えられる。

### 佐藤氏

1980年代以降の宇宙関連立法、条約作成に携わってきた。今回はJAXAの代弁者として登壇しているわけではない。ご容赦のほど。

基本法の成立は宇宙関係者の悲願である。国の司令塔ができ、国一丸となった体制が敷かれることで、宇宙開発の成果が宇宙利用分野で思うように生かされないこれまでの状況が改善され、研究開発の成果を政策ツールとして活用し国益に反映することができるようになることを期待。また、宇宙開発の成果が産業化、特に国際市場での受注や輸出につながらなかった点も克服されることを期待している。輸出については、数々の案件が日本独自の平和目的解釈という壁に阻まれ実現しなかった。国際的スタンダードでの平和目的とのズレがあると、そこを埋めるための保証がどうしても必要になるということ。

基本法とは直接関係しないかもしれないが、関連で日米衛星調達合意の問題もある。これにより国際入札を強いられた結果、政府系実用衛星13機のうち12機、発注金額にして2,000億円以上を米メーカーが落札。旧NASDAによる衛星の開発に際しても、実用的要素が極力入らない、純粹技術開発

衛星にすることが強いられ、ますます実用化・商用化が遠のきメーカーの自立を妨げてきたことも事実。これらは実害として認識すべである。また、米から研究開発衛星であることの立証責任が日本政府側にあり、米 USTR に対する詳細な説明が求められるため、日本の衛星戦略や技術が筒抜けとなるおそれもある。ここ 3 年間の USTR の年次報告を見ると、米は日本の衛星調達に関心がなくなったかに見えるが、何かあればすぐに日米衛星の合意を根拠に口出しできる状況に変わりがなく、日本は依然として不安定な立場にある。なおスーパー 301 条は時限立法で現在失効しているが、制裁措置の発動根拠たる 301 条自体は継続している。

国内の宇宙活動法については、1983 年の宇宙 3 条約批准に際して作られた体制に基づいた活動が現在まで行われている。宇宙関係条約を実施するうえで現行法令で対処し得ない事態が予見される場合は、関係省庁が協力して事前に立法措置をとることが、当時の閣議口頭了解で決められたのだが、現時点というのは、大学やベンチャー企業等による小型衛星や小型ロケットの開発が実現化してきており、まさに現行法令での対処が限界に近づきつつあるのではないか。基本法成立後にはこうした議論も進めていかれるものと思う。海外の宇宙活動国は国内法を整備し、民間活動を後押ししている。米などは商業打ち上げ法を改正し、民間による宇宙観光をサポートしている。近隣諸国を見ると、韓国は昨年宇宙開発促進法を制定し、中国も既に 2001 年に宇宙物体登録規則、2002 年に民生用打ち上げ許可暫定規則を定め、目下宇宙損害賠償暫定規則を審議中の模様。

機密管理については、NASDA から JAXA になる際、それまで NASDA 法には刑事罰の規定はなかったが、JAXA 発足後は IGS 等を受託したり、ISS パートナーからの技術データを扱ったり、産業界との連携のなかで企業の営業秘密を扱うことがあることから、JAXA 法に機密漏洩に対する懲役等の刑罰規定が盛り込まれた経緯がある。とりわけロケットの開発製造に関わる技術は大量破壊兵器に転用可能なため、国際的な平和と安全、我が国の安全を守る観点から、機微技術・情報の保全体制を敷き、厳格に運用している。宇宙開発委員会外部へのデータ公開においても、そのデータを見ただけでは到底復元できないような配慮のもとに慎重に行われている。ちなみに、欧米では国全体を規律する国家秘密法が定められており、国が国家機密を指定し、その情報を扱うあらゆる者を対象に、重い刑罰が科される仕組みになっており、我が国とは法体系が根本的に異なっている。

宇宙活動はハードパワー的側面に注目されることが多いが、我が国は国際社会で尊敬され、頼られる国を目指すべきで、むしろソフトパワーを高めるための宇宙開発利用の進展を重視すべき。たとえば、現在我が国が取り組んでいる防災や地球環境問題などへの衛星の利用をさらに進め、人間の安全保障などの分野にも我が国のリーダーシップの下で衛星の活用を図って行くべきであり、そのための大前提としても基本法は極めて重要である。

### 3 来場者も交えた自由討議

(来場者) 宇宙開発が後手に回っているという印象を受ける。ロケット技術の統一について固形ロケット、液体ロケットを用途別にしていることが統一の妨げになっているのではないか。

(パネリスト) 実際にはロケット事業は統合されていない。日本では大・中・小のロケットのラインナップを持つようとしているが目的は不明瞭である。軍事目的でのロケット開発は法的にも認められておらず、意思も持っていない。仮に作ることになれば、固体の小型ロケットを用いることになるが、かなりの程度の説明義務が国際社会に対して生じる。ロケットはあくまで運搬手段であり、

主役ではない。何の衛星を運ぶかが主役である。

(来場者) 基本法制定が目指されている現在でも、指令系統が統一されていないのではないかと。インターネットに見られるような日本の意識の遅れは国家機密法もない現状で基本法を定めることで本当に改善されるのか。

(パネリスト) 国家機密法は日本では成立することが難しい状況であるが、JAXA 法にあるような刑罰で十分であるかは考慮の余地がある。

(パネリスト) パラダイムシフトを素早く見抜くことが必要。宇宙開発も利用側からの視点を持つことが遅れてしまうと、インターネットと同様の結果になってしまう。ハードウェアの開発に終始するのではなく、ユーザーのための開発を行わなければならない。

(パネリスト) 法律の制定に当たっては、人類愛、祖国愛、ナショナリズム(国益主義)の3つの視点が考えられる。宇宙基本法においては、国益を前面に出したものとしたい。

(パネリスト) 縦割り行政からの脱却は可能かという点について、アメリカでは大統領府の中に PCC (Policy Coordinate Committee) といわれる調整組織が存在する。宇宙は安全保障、科学技術、経済政策等に幅広く関係するため調整する仕組みが必要だ。現在検討されている宇宙基本法はこの調整機能も含めた国家宇宙行政の枠組み作りであるが、縦割り行政の省益ではなく国益の観点からの宇宙行政変革が必要で、「仏を彫る(枠組みを作る)だけでなく、彫った仏に魂を込めること」を推進して頂き縦割り行政からの脱却を図って貰いたい。

(来場者) 今回の法律には民間という言葉が非常に少ない。民間の活力をどのように生かして行くのか。また、パラダイムシフトは既に行われているのではないかと。民間が動くための枷を外してもらいたい。

(パネリスト) 国が国民に何を約束するかという基本法であるため、主語に民間という記述がないのは仕方が無い。すべての分野を網羅しなくてはならず、細部は各法で定める。まだそこまで議論は詰まっていない現状だが、国家として産業化を確立するための議論は進めている。国の活動は民間の活力を削いではならないので、基本的には安全保障に関わるものでなければ、ロケットエンジン等の輸出規制を緩和する方向で話は進めたい。宇宙開発は国策であり、かつ極めてリスクの大きな事業でもあるので、社会インフラを用意するのがまず第一の国の仕事であり、民間によるその利用を支援するのが次なる国の仕事であろう。

(来場者) 国際競争力という観点からは、現在の日本はほとんど競争力が無い。日本には海外での衛星の受注実績がほぼ皆無である。国の技術をトランスファーするだけでなく、産業競争力をいかに得るか。日本製の部品は約3割程度で、他は海外製の部品である。こういった技術を伸ばして行くことで、こうした現状を改善できるかという議論が必要ではないかと。

(パネリスト) 国際競争力については最終的には法案にも反映されるはずである。日本としては衛星全体・ロケット全体に加え、部品の国際競争力が必要である。日本の宇宙産業政策の柱として、アンカーテナンシーの考え方は重要。政策として確立した上で民間産業を起こしてもらい、それを政府が支えていくべきだ。

(パネリスト) スーパー301条に代表されるアメリカとの宇宙協定はなんらかの形で改善していかな

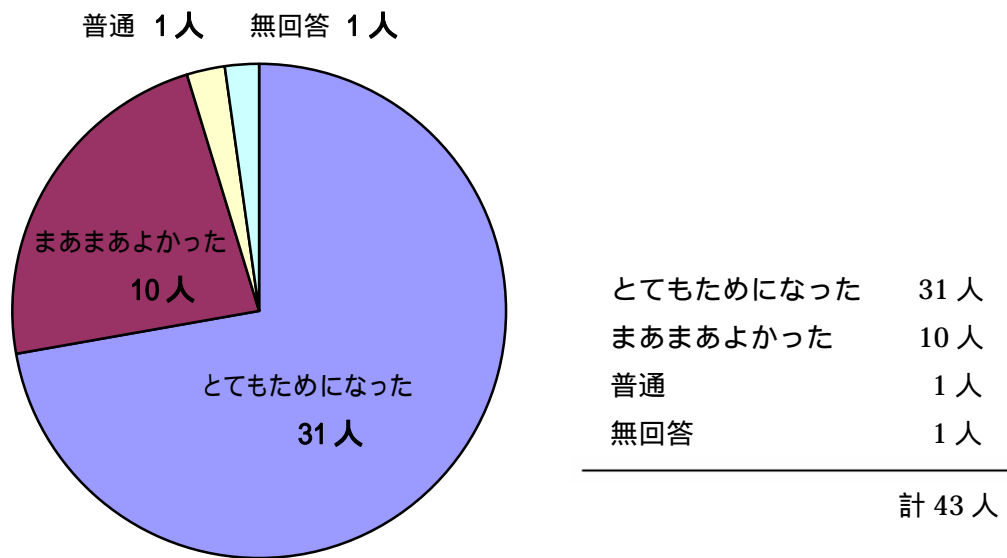


ければならない。平和国家日本として自立し、国際的地位を確保するためという志をもって法案成立に望みたい。

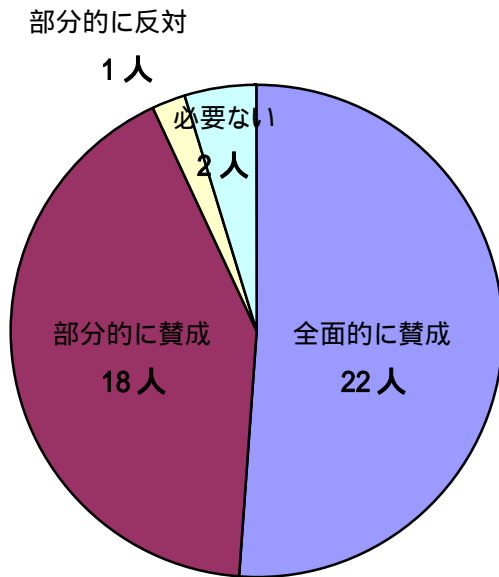
(パネリスト) 法制局では、官民協力の推進や民間の宇宙事業に関する支援を強調すると官民癒着を懸念する。アメリカや欧州は逆である。

### 進む宇宙利用と宇宙活動法 来場者アンケート結果

Q1 当パネルディスカッションはいかがでしたでしょうか？

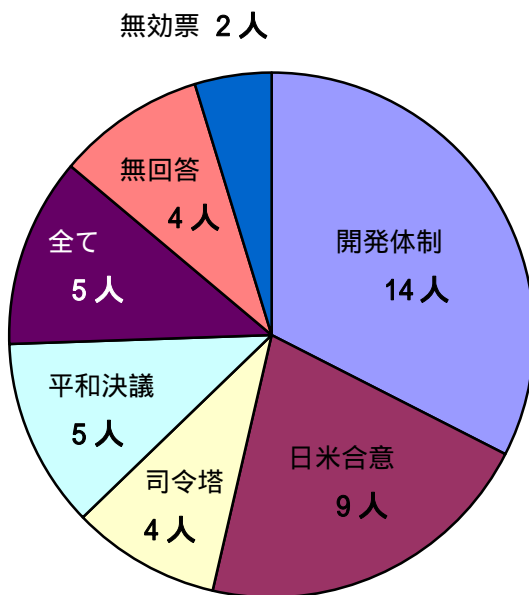


Q2 「宇宙基本法」(仮称)に、法案として賛成ですか、反対ですか？



全面的に賛成	22人
部分的に賛成	18人
部分的に反対	1人
必要ない	2人
<hr/>	
計	43人

Q3 どの項目が最も重要と考えますか？（いずれか1つを選択してください）



宇宙開発体制のあるべき姿を検討	14人
日米合意のあり方について議論する	9人
宇宙戦略の司令塔となる大臣を新設	4人
宇宙平和決議の再定義を行う	5人
全てが重要である	5人
無回答	4人
無効票（複数回答）	2人

計 43人

Q4 「宇宙基本法」(仮称)に関するご意見等、ご自由にお書き下さい。

「宇宙基本法」(仮称)に、法案として**全面的に賛成**

- ・ 基本法制定後の具体的な取り組みが着実に進められることが不可欠と思う。(40代・男性・企画調査)
- ・ 基本法制定後、“たましい”を必ず入れて宇宙利用の促進を期待したい。(40代・男性・営業販売)

- ・ 日本の宇宙行政は、過去に研究開発に偏っていた。宇宙は利用する時代であり、基本的に考え方を  
変える必要がある。又、国の安全保障は政治の最も重要なテーマであり、安全保障をあたかも悪の  
如く扱う諸制約は大いに改善する必要がある。これらの観点から、是非早期に法制化して頂きたい。  
(50代・経営管理)
- ・ 宇宙開発と利用において立ち遅れている日本にあっては安全保障と共に軍の両輪として、日米協力  
下に促進すべき分野である。基本法概念を具体化することが大切。(60代・男性)
- ・ 優先順位をつけてほしい。なんでもできるような印象です。(30代・女性・学生)
- ・ 国益を優先して立法するべきである。(50代・男性・研究開発)
- ・ 民間会社(三菱ではない)による商業利用についての記述をお願いしたい。(40代・男性・情報シ  
ステム)
- ・ 出来るだけ明解な言葉で官僚の解釈に依存しない様注意して欲しい。例：宇宙平和決議等 司  
令塔組織は恒常組織でやって欲しい。 会議の様なあいまいな形でない様にして欲しい。 関連  
法の議員立法でもっと早くやって欲しい、官僚の怠惰につき合っては駄目と思う。(60代・男性・  
研究)
- ・ 既に宇宙に対する接し方の法整備はなされていると思っていたため、この遅れ、未整備(特に責任  
者の不在など)には驚きました。速やかな法体制の確立と、活動法の制定に期待します。(20代・  
男性・学生)
- ・ 以下について、国益確保の観点から、ご検討いただきたい。 米国との不平等を条約の改訂に関す  
る国内法の裏づけとできる様お願いしたい。 ご存知の様、宇宙機器産業は、せいぜい3000億産  
業です。これで、国を担う産業となることは全く不可能です。その観点から、平等の確保について  
も宜しくお願いしたい。(50代・男性・企画調査)
- ・ 宇宙開発をどういう政策にもとづいて行うべきか、どういう政策において宇宙開発をツールとして  
使えるか、使うべきかを一般の人々にも分かりやすい論理と表現で、基本法が作られるとよいなど  
思います。ニーズ、目的、実行方法、責任の所在などが明確にすべきだと感じています。(20代・  
女性・学生)
- ・ 現在抱えている宇宙開発のうち部品の問題は深刻 産業の競争を増していく方向でお金を使  
わねば、今後の地位の向上は難しい。(20代・男性・その他(役人))
- ・ 最初にまず国益を定義し、国家の資源と力で宇宙開発戦略を前に進めるという意味でハードパワー  
によった今回の法案は正しいと思います。(20代・男性・学生)
- ・ 固型・液体、統合が先決。(男性)
- ・ 国益の為、国際貢献の為もそうですが、日本の技術力を守り発展させるためにも日米合意を改善す  
る必要があり、その為にもまず Backbone となる法整備は急がれるべきだと思います。技術者の減  
少は文化省による問題が大きいと思いますが、その凝固には民の自由度+国主導の牽引も必要です。  
法のみでなくその下の整備も期待します。(20代・情報システム)

「宇宙基本法」(仮称)に、法案として**部分的に賛成**

- ・ 基本戦略や体制を明確化するのはよい。損害賠償や打上げ国の定義など、あらゆる活動に共通の事  
項の整理はどうするのか?(30代・男性・企画調査)
- ・ 基本法だから仕方ないとは思いますが、理念法に過ぎないのかなぁと思った。これからもっと細かい法

律がどんどん出来てくることに期待しています。(20代・女性・教育)

- ・ 宇宙開発といえば月面着陸など「理想を追う」という側面のイメージを多くもっていましたが、資源開発など実際の側面からも促進の必要があるのだと感じました。(20代・男性・学生)
- ・ 日本の作る衛星を国際入札しなければならないというのは、とらえ方によっては内政干渉ではないか 宇宙技術は安全保障上の問題に関わるから。(10代以下・男性・学生)
- ・ “民間”の言葉が非常に少なかったことがとても残念です。宇宙空間(特に低軌道)は、既に民間が自らのモチベーションで実施する段となっています。民間が活動する上で障害となっている様々な、法律等の整備を強くお願いします。(30代・男性・研究開発)
- ・ 国と地方公共団体の責任を明らかにするだけではなく、民間に全委託した場合等の責任の分担なりも明らかにすべき。憲法改正により9条等が変更されれば宇宙開発のあり方も変わり、軍事利用(スパイ衛星とか)に使われてしまうのではないかという懸念も払拭できない。宇宙基本法などの宇宙開発に関する法律が制定された時、国内航空法とのかかわり合いも気になる。なぜなら、宇宙空間の定義も明確化されていない現在において、日本における宇宙開発が進み、事故がおきる可能性もあるから。(20代・女性)
- ・ 実際にリソース配分をどうするのか、本部の役割が不明確。(30代・男性・経営管理)
- ・ 学生・民間の行う宇宙開発に対して具体的に明記してほしい。(20代・男性・学生)
- ・ 理念的側面が強く、国家行動を適切に規律するような実用性に欠けると思う。基本法制定と共に、日米合意の修正が必要であると思う。この観点から言えば、外務省の協力が不可欠である。宇宙にかかわる省庁が現在、三省ほどあるが、外務省を国際協力や上記の修正等、渉外が必要とされる場面に活用すべきだと思う。(20代・女性・学生)
- ・ 宇宙開発が政治の道具になってきているように感じた。産業に資する宇宙開発になることは重要、というかそもそもそういう目的だったと考える。(宇宙開発と宇宙科学はやはり違う)(30代・女性)
- ・ 「宇宙の開発と利用」を「宇宙開発」と定義しているが、従来の枠組みを引きずっていると考える理屈では定義だから何と置いてもいいが言葉の印象というのは大きく、従来の弱点であった“開発ありき”が克服されない恐れがある。利用や宇宙科学等にもバランスよく資源を配分するために「宇宙活動」などの中立的用語とし、今後の体制整備の議論にも生かして欲しい。IGSの性能制限などのように“宇宙の平和利用”の定義が障害になってきたことは事実である。しかし、法律の制限以上に自己規制してきた弊害も大きい。細かい行政指導と説明資料の山が活力を削いできた。宇宙政策を論じるにあたっては、大きな目標を政治が示し、実施については官庁でなく現場に裁量を与え、結果責任を問うこととして欲しい。経団連の提言書にあるように、ビジネスにはスピードと柔軟性とリスク分担が不可欠である。にもかかわらず、JAXAは民間との共同プロジェクトであっても文書で自らの責任を明記することをしない。PFI・投資・アンカーテナントのように、JAXAが責任を限定し、かつ明確にするシステムを導入して欲しい。宇宙基本法には産業化の重要性は認識されているのに、技術の民間移転に関する条項がない。一方で技術管理の条項のみがある。将来条文が一人歩きして技術移転が阻害されることのないよう、バランスのとれた条文を入れて欲しい。いずれにしても宇宙はリスクが大きいことは論をまたない。打上げ失敗などの場合に、ひとつの部品で企業に全責任を問うのでは産業は成り立たない。原因究明は徹底的に行いつつ、米国の航空機事故策防止委員会のような仕組みをつくって欲しい。(40代・女性・管理部門)
- ・ 技術一辺倒という話がありましたが、ミッション側から要求があれば自ずと、ニーズに応じたシス

テムができあがるものと思います。問題なのは、Mission 要求がないことであって、法律ができれば、日本の宇宙開発の方向性が変わるというものではないのでは。まず、何が要求なのかを明確にすべき。(30代・女性・経営管理)

- ・ 「健全な」日本の宇宙活動の確立を期待。(20代・男性・企画調査)

「宇宙基本法」(仮称)に、法案として**部分的に反対**

- ・ 宇宙利用産業の促進をどのようにはかるか、という観点の不足。市場形成・活性化の視点を盛り込む。(20代・男性・営業販売)

「宇宙基本法」(仮称)は**必要ない**

- ・ 船頭が多くなりすぎ。関与する組織を減らすのが先。(無記名)
- ・ 御講演中の指摘あった「司令塔不在」は、豈宇宙のみならんや。現状にあっては、法の条文だけが独り歩きする。その行方が気懸かりである。(70代・男性・その他(政策研究))

## 進む宇宙利用と宇宙活動法 ブース展示への質問まとめ

日時：2006年11月22日(水)11:00~19:30

2006年11月23日(木・祝)10:00~19:00

場所：三菱ビル1F サクセス

2006年11月22日、23日と計2日間に渡り『進む宇宙利用と宇宙活動法』というタイトルで「宇宙活動法」「宇宙観光」「スピンオフ技術」という三つのテーマに関するパネルを展示した。当研究会の発表を見に来てくださった方々からいただいた質問を総合的に検討すると、日本という国、国民の宇宙に対する興味の低さをうかがい知ることができた。たしかに一部の宇宙関係の事業及び研究に携わっている方から専門的な質問をいただくことができたが、それ以外の方からは漠然とした宇宙への疑問が突きつけられたのみであった。日本が宇宙活動に携わっていることはもとより、条約に加盟していること、安全保障目的での利用が制限されていることなど、宇宙活動に対する基礎的知識すら知られていない。現在、日本の宇宙活動は非軍事から非侵略へと大きな変化を迎えようとしている。賛成にしる、反対にしる、国民はこのような動きがあることを知るべきであるし、関心を持つべきである。今まで宇宙とはかかわりのなかった方々が少しでも、これらのテーマに関して考える機会を当研究会のパネル展示において提供できたのであれば、小さなけれど、着実な成果を上げることができたと言えるのではないだろうか。